

▼INDEX

- 1 新規上場セレモニーのご案内
- 2 J-Stock 構成銘柄の変更について
- 3 新着アナリストレポートのご案内
- 4 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4を抜粋しております。

4 証券取引等監視委員会コラム

インサイダー取引について（1）

8月20日付で証券取引等監視委員会事務局に総務課長として着任しました河野（かわの）です。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、平成18年7月から21年7月まで課徴金・開示検査課（平成23年7月に取引調査課と開示検査課の2課に分かれた）の課長を務め、その後、金融庁の監督局・検査局を経て、3年ぶりに証券監視委に戻ってまいりました。このため、証券監視委の業務内容を再確認する意味も含めて、（証券監視委の業務は既に良く知っているという方には申し訳ありませんが、）このメルマガで、暫く、その業務内容を順番に紹介したいと存じます。

最初は、現在、金融庁の金融審議会で、本年7月に金融担当大臣からの諮問（注）を受けて、「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」が設置され、議論が行われている「インサイダー取引」を取り上げて説明したいと思います。

（注）金融担当大臣の諮問内容：「最近の公募増資に関連したインサイダー取引などを踏まえ、我が国市場の公正性・透明性に対する投資家の信頼を確保する観点から、情報伝達行為への対応、課徴金額の計算方法その他近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み必要となるインサイダー取引規制の見直しを検討すること。」

1. インサイダー取引とは

金融商品取引法第166条（会社関係者の禁止行為）は、

- (1) 会社関係者（元会社関係者を含む。）であって、
- (2) 上場会社等に係る業務等に関する重要事実を一定の事由により知ったものは、
- (3) その重要事実が公表された後でなければ、
- (4) その上場会社等の株券等の売買等をしてはならないと定めています。

上場会社の役員等の会社関係者は、当該上場会社の有価証券について投資家の投資判断に影響を及ぼすべき情報について、その発生に自ら関与し、又は容易に接近しうる特別な立場にあります。これら会社関係者が、そのような未公表の情報を知りながら行う当該上場会社の有価証券の取引が、典型的なインサイダー取引（内部者取引）と言われていています。これら会社関係者がインサイダー取引を行えば、公表されなければ当該情報を知りえない一般の投資家と比べて著しく有利となり、極めて不公平です。このような取引が放置されれば、証券市場の公正性と健全性が損なわれ、証券市場に対する投資家の信頼を失うこととなることから、金融商品取引法はインサイダー取引を禁止し、これに違反してインサイダー取引をした場合には、刑事罰が科されたり、課徴金（行政処分）が課されたりします。

同様に、金商法第167条（公開買付者等関係者の禁止行為）は、

- (1) 公開買付者等関係者（元公開買付者等関係者を含む。）であって、
- (2) 公開買付け等の実施に関する事実（又は、その中止に関する事実）を一定の事由により知ったものは、
- (3) その公開買付け等事実の公表がされた後でなければ、
- (4) その公開買付け等に係る株券等の買付け（売付け）をしてはならないと定め、公開買付者等関係者についてインサイダー取引を禁止しています。

2. 規制の対象者

規制の対象者は、金商法第166条では、会社関係者であって、一定の事由により重要事実を知った者で、具体的には次のとおりです。

- (1) 当該上場会社等（親会社及び子会社を含む。以下同じ。）の役員、代理人、使用人その他従業員であって、その者の職務に関し重要事実を知ったとき。
- (2) 当該上場会社等の会社法第433条第1項に定める権利（会計帳簿の閲覧等の請求）を有する株主等であって、当該権利の行使に関し重要事実を知ったとき。
- (3) 当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者であって、その権限の行使に関し重要事実を知ったとき。
- (4) 当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者であって、当該契約の締結・交渉、履行に関し重要事実を知ったとき。
- (5) 上記(2)又は(4)の者（法人）の他の役員、代理人、使用人その他の従事者

であって、その者の職務に関し重要事実を知ったとき。

金商法第167条も、同様に、公開買付者等関係者であって、一定の事由により公開買付け等事実を知った者を規制の対象者としています（上記(1)~(4)の「当該上場会社等」を「当該公開買付者等」に読み替えてください）。

このほか、会社関係者や公開買付者等関係者から重要事実や公開買付け等事実の伝達を受けた「情報受領者」、さらに、その「情報受領者」が所属する法人の役員等で、その者の職務に関し重要事実や公開買付け等事実を知った者も、その事実が公表される前にその株式等の売買等を行うことが禁止されています（金商法第166条第3項、第167条第3項）が、具体的な事例等については、次回以降に説明したいと思います。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省（当時）に入省。金融庁総務企画局総務課管理室長、証券取引等監視委員会事務局課徴金・開示検査課長、監督局総務課郵便貯金・保険監督総括参事官、検査局総務課長を経て、2012年8月20日より証券取引等監視委員会事務局総務課長。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>